

「ちよつとチャッピーに聞いてみる」 中小企業とAI活用の可能性



山下 晶子

きり経営コンサルティング 代表
中小企業診断士/ITコーディネーター

Akiko
Yamashita

昨年の新語・流行語大賞のノミネートに「チャッピー」が選ばれていたのをご存じでしょうか。生成AIサービス「ChatGPT」の愛称で、「ちよつとチャッピーに聞いてみる」といった会話もよく聞かれました。

「中小企業のDX推進に関する調査(2025年)」(出典:中小機構Webサイト)では、DXに「既に取り組んでいる/検討している」企業は39.1%と横ばいの一方、DXの取組みとして「AIの活用」を挙げる割合は28.4%と前年度より14.1ポイント増えています。生成AIの活用は、この1年で一気に身近になりました。

それでも、「AIなんて、うちの小さな会社には関係ない」「大企業やIT企業の話だろう」とおっしゃる方が多いのですが、もし皆さんがそう思われているとしたら、それは非常にもったいない誤解です。今、世界中で急速に普及しているAIは、かつてパソコンやインターネットが登場した時と同じように、私たちのビジネスのあり方を根本から変えようとしています。そして、この技術の恩恵を受けやすいのは、むしろ私たちのような中小企業ではないかと思うのです。

1. なぜ今、中小企業にAIなのか？

中小企業経営者が直面している大きな課題の一つは、深刻な「人手不足」ではないでしょうか。採用募集を出しても応募者がいないばかりか、採用コストは年々上昇しています。ベテラン社員の引退も迫る中、技術やノウハウの継承も急務です。

これまで私たちは、「人の手」で丁寧に仕事することに誇りを持ってきました。それは素晴らしいことですが、事務作業や単純作業にまで貴重な人材のリソースを割いてしまっていないでしょうか。AI活用の本質は、「人を減らすこと」ではありません。「人がやらなくていい仕事」をAIに任せ、社員には「人にしかできない付加価値の高い仕事」に集中してもらおうこと。つまり、AIは人手不足を補い、社員の働きがいを高めるための「最強の助手」なのです。

2. 難しい! 明日から使えるAI活用事例

「AI活用」と聞くと、多額のシステム投資が必要だと思われがちですが、現在は月額数千円、あるいは無料で使えるツールが数多く存在します。

① 事務・企画業務の強力なサポーター(生成AI)

「ChatGPT」などは、文章の下書き、要約、言い換えが得意です。箇条書きのメモからビジネスメールや日報を整えたり、会議メモを短くまとめたりできます。アイデア出しの壁打ち相手としても有効で、「新商品のネーミング案」「展示会の説明文」「FAQ案」などを短時間で作れます。たとえば次のように尋ねると、すぐに「たたき台」が返ってきます。

・「次のメモを取引先向けの丁寧なメールにしてください…」
・「この議事録を200字で要約し、決定事項と次の行動を箇条書きで…」

・「この商品の強みを3点に整理し、SNS投稿案を5本…」
これだけでも、事務作業の時間は大幅に短縮されます。空いた時間で、営業担当はお客様のもとへ足を運

び、製造担当は品質改善に取り組むことができます。

② 検査や見守りの支援(画像認識AI)

製造業において、検品作業は欠かせません。しかし、ベテランの目視検査に頼りきりになっていないでしょうか。安価なカメラとAIを組み合わせることで、製品の傷や異物を自動で検知する仕組みを導入するハードルは下がっています。「良品」と「不良品」の画像をAIに学習させることで、24時間疲れを知らずに検査を支援できます。これにより、人は最終確認に集中でき、負担が軽くなります。

具体例として、東京都のメッキ加工会社「大森クローム工業」では、熟練職人が「目視」と「指先の触感」で微細な傷を見つけてきましたが、高齢化により技の継承が課題でした。そこで照明メーカーと協力し、「傷が浮かび上がる撮影環境」を整え、その画像をAIに学習。これまで人の感覚に頼っていた判別をAIが支援できるようになり、検査員の負担軽減と技術継承の両面に取り組んでいます。

ポイントは、AIがすべてを置き換えるのではなく、人の判断を支える「相棒」として使うことです。

③ 言葉の壁を超える(翻訳・接客AI)

瀬戸内国際芸術祭などを通じて、香川には多くの外国人観光客が訪れています。小売店や飲食店、宿泊施設において、AI翻訳アプリや多言語対応のAIチャットボット(自動会話プログラム)があれば、言葉の壁を越えておもてなしが可能で、ホームページ上の問い合わせ対応をAIに任せれば、深夜や休日の問い合わせにも即座に対応でき、機会損失を防ぐことができます。

④ 教育コストを下げ、現場を助ける(AIレジ)

AIは「覚える・探す・間違えやすい」業務の負担を減らすのも得意です。たとえばパン屋さんで見かける「画像認識レジ(BakeryScan)」は、トレイに乗った複数のパンをカメラが一瞬で識別し、合計金額を算出します。これまでは新人スタッフが多くのパンの名前と値段を覚えるのに時間がかかりましたが、AIレジの導入により、入ったその日からレジ対応が可能になります。教育コストの削減と、レジ待ち時間の短縮による顧客満足度の向上を同時に実現できる点は、人手不足の現場にとって大きなメリットです。

3. 経営者が持つべきマインドセット

AI時代において、経営者に求められるのはITの専門知識ではありません。「この業務はAIに任せられないか?」「もっと楽にする方法はないか?」と問い続ける姿勢です。

これまでの日本の中小企業は、現場の「我慢」や「長時間労働」で生産性を維持してきた側面があります。しかし、これからは「AIという道具」を使いこなし、価値を生み出す時代です。かつて算盤(そろばん)が電卓に、電卓がパソコンに変わったように、AIもまた、当たり前前の文房具の一つになるでしょう。その変化を恐れず、むしろ楽しんで取り入れることが、企業の成長の鍵かもしれません。

お知らせ 1

生産性向上を目指す皆様へ ～「ものづくり・商業・サービス補助金」のご紹介～

当補助金は、生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等の支援が用意されています。

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
 - ②1人あたりの給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)
- の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2 小規模・再生2/3	中小企業1/2 小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

☆大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

☆最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

<23次締切 スケジュール>

2026年4月3日(金)17時 電子申請システムでの応募受付開始
5月8日(金)17時 応募締切

<ものづくり補助金総合サイト>

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



<お問い合わせ>

◆ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL.050-3821-7013 ※受付時間/10:00～17:00(土・日・祝日除く)

香川県地域事務局 ものづくり支援室(香川県中小企業団体中央会)

高松市藤塚町3丁目3-15 太洋物産ビル2階

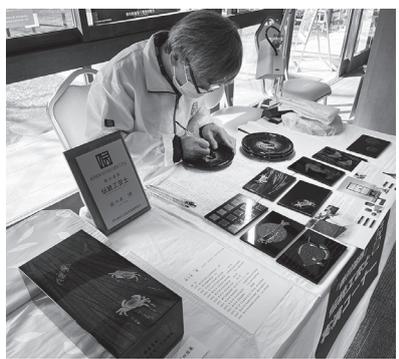
TEL.087-802-3722 FAX.087-802-3723

会員ニュース

「第43回 香川の漆器まつり」を開催

香川県漆器工業協同組合

香川県漆器工業協同組合(山下芳伸理事長)は、2月13日から15日の3日間、栗林公園商工奨励館(高松市)において「第43回香川の漆器まつり」を開催しました。地場産業である香川漆器を広くPRすることを目的に、毎年この時期に実施しています。香



▲伝統工芸士による実演

川漆器は、「蒟醬」や「彫漆」、「存清」など5つの技法が国の伝統的工芸品に指定されており、技法ごとに色調や味わいが変わるのが特徴です。



▲多種多彩な香川漆器が並ぶ

会場では香川漆器の食器やお盆、カラフルな日用品など約2,000点を展示・販売。また、伝統工芸士による実演や漆器相談コーナーも設けられ、連日、多くの来場者で賑わっていました。

FROM青年部 1

四国ブロック会長会議を開催

2月18日、香川県高松市において令和7年度四国ブロック会長会議が開催され、太田会長、木村直前会長(ブロック会長)が出席しました。

会では来年度以降の輪番制や今後のブロック体制などについて協議しました。

その後の懇親会では青年部OBや副会長の方々も合流し、終始和やかな雰囲気の中で四国各県の情報交換が行われました。



▲会議の様子



▲懇親会の様子

FROM青年部 2

一日一斉おもてなし遍路道ウォークに参加

2月23日、地域貢献事業として一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」(NPO法人遍路とおもてなしのネットワーク主催)に参加しました。このイベントは四国遍路道約1,200kmを、各グループで一斉に歩き、「遍路をする人のためにおもてなしの心で遍路道の点検をしながら歩く」という趣旨で毎年この日に開催されています。

本会青年部からは会員に加えご家族の方にも参加いただき、総勢27名で「坂出市役所～天皇寺～国分駅」約9kmの点検を行いました。

道中では、実際に歩いてみないと分からない遍路道の気づきがありました。



▲集合写真(天皇寺)

労働安全衛生法及び 作業環境測定法改正ポイントのご案内

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われました。

今回は、令和8年1月1日から段階的に施行されます改正内容をご案内します。

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が個人事業者等を含む作業従事者にも拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者等に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4. 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

・製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。

・製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5. 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

6. 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

引き続き物価上昇に伴う悪影響が懸念される状況であることに加え、インバウンド減少により売上ID値が悪化した。

2026年1月

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金の上昇により人件費が高み大変である。(惣菜) ●令和7年度「さめきの夢」うどん技能グランプリ(主催:香川県、本場さめきうどん協同組合、香川県製粉製麺協同組合、かがわ農産物流通消費推進協議会)の表彰式が、1月19日に開催された。出品数は125点、内入賞点数は22点であった。農林水産大臣賞は「さめき麺いしうす庵レインボー店」が受賞した。(製粉製麺) ●年末の売上が良くなかった。返品数が多く見受けられた。一年間の出荷量も前年比80%となっている。今まで通りが通用しなくなっていることははっきりと数字で実感したと思う。15年位前から毎年1割ずつ減少してきたが、昨年は2割減で驚いている。企業改革を考える機会となればよいが、改革を進める企業と現状維持の企業では大きな格差が現れていると感じる。(味噌) ●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は昨対101.8%となった。カテゴリー別にはフライ揚げ物類103.4%、フライ類以外の調理食品102.2%、菓子類93.3%となり、菓子類以外のカテゴリー前年を上回った。業態別では市販用が99.5%、業務用が106.1%となり、業務用は1月から11月の累計でも103.2%と好調に推移している。主原材料(畜産・水産・農産)の調達について、疾病や不作、気候変動などの要因により、調達難の原材料も多くなっている。加えて、円安為替も含む原材料高騰もあり、非常に厳しい状況が続いている。これから春闘が開始されてくることもあり、賃上げの動きに中小食品メーカーも注目せざるを得ない。(冷凍食品)
	繊維工業 	<ul style="list-style-type: none"> ●1月を終え、冬商戦が終わりに近づくところに日本列島は大寒波が来て寒い日が続いている。店には在庫がなくなり、追加注文が多くなるがメーカーは既に在庫を持っておらず、機会ロスすることが多くなる時期でもある。寒さも暑さもピークを迎える時期が後ろへ後ろへシフトしているように思われるため、売れる時期も後ろになっているが、今後も店の売り場展開も手袋だけでなく季節商品の販売時期を見直すべきかもしれない。また、需要の停滞、それから製品ニーズの変化への対応が問題点として洗い出されているが、いずれも問題は根深く、現実的な打開策は見いだせない状況である。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界の低迷は続いているが、当組合員3社が取り組んでいる香川県産広葉樹利活用の家具、オーダー家具については認知度の高まりとともにニーズや問い合わせが増加傾向にある。今後の展開としては、川上から川下の連携を深め、安定供給を図ることと、県内外へのPRを強化していく方向である。(家具) ●昨年と変わらず1月は天候等により工事の進行が遅く、木材の動きが悪い。さらに物価高、少子化など様々な要因による実需不足により非常に厳しい状況である。(製材) ●木材需要の減少、木材・資材価格の高騰など業界が好転する材料はなく、厳しい業況は継続している。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●1月の売上推移を見てみたが、前年より若干伸びている。顧客の動向を見ると、昨年とあまり変わっていないように思えるが、このまま春からの繁忙期まで少しでも伸びてくれれば助かる。
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●深刻な人材不足が原因による稼働率の上昇が起きている。受注の増加という好材料ではないため、新たな人材を補う選択もできず、納期に追われ、今後の経営の見通しが立てられない状況である。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部忙しくなっているところもあるが、概ね前年と比べるとますます厳しさが増しているようである。これから期末にかけて例年であれば仕事が出てくるはずだが出て来ない会社が多い印象である。(鉄鋼) ●県内建築鉄骨需要は少ない状況にあるが、商社物件・県外物件受注により全体的には仕事量は確保している。しかし、物件を受注するには品質管理体制の充実を図り、取引先の信頼を得ることが重要であり、そのための鉄骨関連資格者の確保及び育成が重要である。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●前月と同じく業況に変化はない。親会社は、水素運搬船等の開発に日々研究・試験に力を注いでいる。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●漆器組合の展示会を2月13日から15日に栗林公園の商工奨励館で開催する予定で、インバウンド客にも期待している。自社の売上は年始めにしては順調なスタートを切ったと思う。(漆器) ●官公庁関係の入札は国産品に限定してほしい。安全保障上の問題もあるが、価格面でも競争が難しい。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●湯水や夏の異常気象によって北海道産の玉ねぎやじゃがいもの不作に続き、東日本、西日本でも深刻な冬の水不足が懸念され、この先春物の出荷に不安を残している。(青果物) ●各地域の販売価格は税率廃止後以降ある程度落ち着いている様子である。原油価格の値上がり、円安が今後進むと値上げの必要が出てくる。県外売業者の販売価格による周辺地域SSへの収益圧迫の影響がある。(石油) ●LPガス料金上昇の影響を受ける家庭や事業者の負担軽減を図るため、香川県からのLPガス料金高騰対策の補助金を活用して、使用料金の値引きを行う。値引きはLPガス販売事業者を通じて令和8年3月と4月のLPガス請求額から一般消費者は1,000円(税別)、事業者用消費者は使用量に応じて1,000円(税別)から15,000円(税別)を値引きする。(エルピーガス) ●2027年の蛍光灯生産終了に伴うLED器具への買替需要と2025年10月のWindows 10サポート終了によるパソコン買替需要があり、この2点の案件や見積が増えてきている。ただ、原価の高騰や部品・製品そのものの在庫不足で受注に至ってもなかなか売上が立てられず、棚卸在庫の増加・資金繰りが圧迫されている面がある。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●年始の初売や冬物セールは百貨店、商業店舗共に衣料品を中心に概ね好調で、地元消費の景況感は悪くないとの裏付けとなった。ただし、1月全体ではほぼ前年並みか若干上回る程度であり、特に良いとの判断でもないところである。昨年11月、12月は中国からのインバウンド客減少の影響が各店の売上にまだらに表れ、全体では下げた格好であったが、1月だけを取り上げれば、昨年も国内や地元顧客の消費が中心であったようで、中国人インバウンド客の需要が落ち込んで全体では大きな影響はなかったと言える。また、高額品需要は円安や金価格高騰により、年に数回価格改定(値上げ)が行われていても、輸入時計、宝飾品、一部の高級衣料品は好調が続いている。昨年10月末にオープンした人気店も落ち着きを見せ、年始の混雑を除けば、入店への行列もほとんど解消された状況である。年末には政局が動き、突然の解散総選挙となったが、短期決戦であることや株価が高止まりしていることから、余程のサ

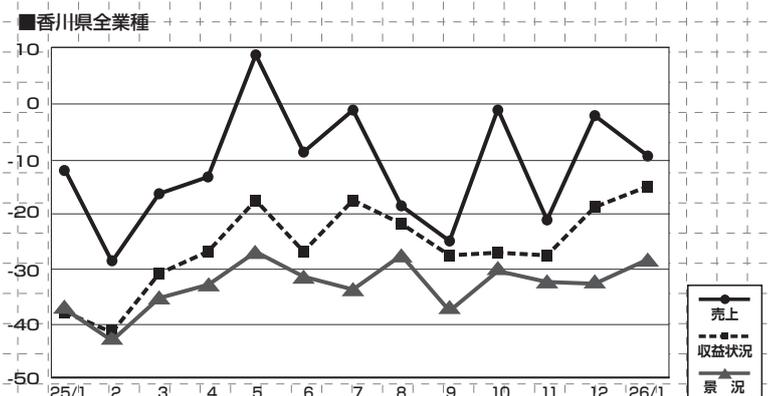
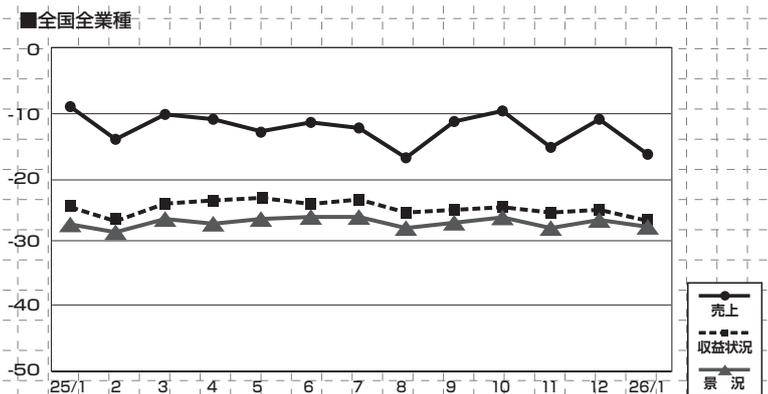
1月の県内景況は、前年同月と比べて売上高DI値は-10.4ポイントで前月調査の-4.2ポイントから6.2ポイントの悪化、収益DI値は-16.7ポイントで前月調査の-18.8ポイントから2.1ポイントの改善、景況DI値は-27.1ポイントで前月調査の-33.3ポイントから6.2ポイントの改善となった。

非製造業	商店街 	<p>プライズな結果でない限りは経済や消費は今後も穏やかに上昇するものと期待している。2月にはサンポート地区と商店街だけを結ぶ香川県による直行バスの運行が実験的に開始されることや県立アリーナではバレンタインデー向けのプロジェクションマッピングが開催されることもあり、今後も続く大きなコンサート開催の集客とともに商店街への更なる誘客が期待されている。(高松市①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1月半ば頃まではイベントなどの影響もあり、人も変わらずと思われた。後半は他地域で起こる災害ニュース・極寒(香川であまり経験しない長期間低温度)・衆議院選挙などで人出減の要因が重なったのか商店街の賑わいが少し淋しくなったと思われた。2月には卒業・就職・新生活準備などステップアップされる皆さまの応援をさせていただける商店街として頑張っていきたい。(高松市②) ●正月休みは全体的に例年より長く取っていた。人通りが相変わらず少ない。商環境は年々悪くなる一方である。(丸亀市①) ●正月が終わり、1月はこれと言ったイベントや行事もなく、街は相変わらず閑散としていた。「20歳の集い」や「市制20周年記念式典」もあったが、商店街近くの新市民会館は9月オープンのため、郊外の会場で行われた。総選挙が告示され、消費活動は一層停滞したように感じた。(丸亀市②) ●年末年始の出費や家族サービス、飲み過ぎ食べ過ぎ、テレビの前で過ごし運動不足など、毎年一番人の動きが鈍いのが1月になる。生活支援施策、消費刺激施策はそういう時にこそ実施してもらいたい。昨年末で、高齢のため近隣の有力婦人服店が廃業した。かつては地域一番店でまだ顧客は多い。これが現実である。いかにきれいに閉めるかと考えつつ何とか継続している店が多い。(観音寺市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●商品の問合わせが増えてきている。コンテンツ事業は大手量販店からの取り扱いについてご検討いただいているところである。問合わせが増加しているのは首都圏でのPR効果が徐々に現れているようである。(情報) ●少子化が進む中、小・中・高校生に美容師の職業の素晴らしさを伝え、技術を体験してもらうことで、美容という職業への興味や関心を持ってもらうことで将来の職業選択に結びつけることを目的に、(公社)日本理容美容教育センターと全国美容連合会が産学連携事業として「職業体験」をモデル事業として行っている。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共工事では、建設業法で、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更」を記載した書面を相互交付することとなっており、変動へのリスク負担の扱いをあらかじめ定める規定がある。その後も更新があり、現下の資材高騰に対しては、その規定が少なからず活用されている。しかし民間工事においては、施工途中での価格転嫁は厳しく、見積時にいかに先行きを見据えられるかがカギとなるが、想定を上回る上昇となっており非常に厳しい。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年12月の輸送実績は対前年同月比で営業収入99.2%、輸送人員は102.2%と同程度であった。(タクシー) ●令和7年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は0.8%増となり、対前月比では7.5%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は0.5%減となった。(トラック)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維工業			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移 (対前年同月比)



*集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chuukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

お客さまのライフステージごとの経営課題に着目し、特に商工中金として事業性評価能力を向上し、積極的に強化していく3つの分野(カテゴリ-S・E・T)を「差別化分野」と位置付けました。お客さまの企業価値向上とともに、商工中金自身の長期的な収益基盤拡大や適切なリスクテイクを通じた持続的成長のため、今後、積極的に対応力向上を図っていく分野です。

Startup (スタートアップ支援)

スタートアップ特有の課題を踏まえた
一気通貫のサポート

- ▶ファイナンスを中心とする適切なリスクテイク
- ▶メザンファイナンス、外部アライアンスの活用
- ▶ビジネスマッチングを通じたセールスサポートの強化

Esg (サステナブル経営支援)

“SPEED”の視点*を活用した
事業性評価やお客さま支援を推進

- ▶CO2排出量削減コンサルティング等、サービス拡充
- ▶従業員エンゲージメント向上、BCP策定支援等
- ▶中小企業組合、関係会社等との連携

*商工中金が独自に定めた、組織・職員のサステナビリティに対する取組みの基本的な視点。
SPEED・・・Sustainability, Productivity, Empathy, Ecology, Digitalの頭文字

TurnAround (事業再生支援)

専門性向上と対応力の底上げにより、
事業再生のトップブランドを構築

- ▶経営危機の未然防止と危機状態からの脱却支援
- ▶多様なキャリアを持つ専門チームによる高度な支援
- ▶人的資本の充実にに向けたサポート強化

(お客さまライフステージ)



本業支援 事業性評価を起点とした本業支援
○ビジネスマッチング ○海外展開支援 ○事業承継 ○M&A 等

金融支援 お客さま支援の基本となる金融支援
○資金繰り対策融資 ○セーフティネット機能の発揮 ○財務構築改革支援
○成長投資支援 等

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫
高松支店
〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者および事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○事業承継・集約・活性化支援資金の概要

ご利用いただける方	1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方 2 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方に限ります。)の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達に困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。)	
お使いみち	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 外	
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
	中小企業事業	14億4千万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金	20年以内<うち据置期間5年以内>
	運転資金	10年以内<うち据置期間5年以内>
利率(年)	国民生活事業	基準利率、特別利率A、特別利率B
	中小企業事業	基準利率、特別利率①、特別利率②
担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店
URL : <http://www.jfc.go.jp>
〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.0570-085-298 Fax.087-822-9274
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

協会けんぽ香川支部からのお知らせ

○令和8年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります！

● 健康保険料率

現行
10.21%



令和8年3月分～

10.02%

● 介護保険料率(40～64歳)

現行
1.59%



令和8年3月分～

1.62%

(全国一律)

● 子ども・子育て支援金率

令和8年4月分より新たにスタート

0.23% (全国一律)



全国健康保険協会
香川支部

お問い合わせ

TEL.087-811-0570 (音声案内4番)
(自動音声にてご案内しています。)
<受付時間>平日8:30～17:15

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	カフェーの帰り道	嶋津輝	東京創元社／1,870円
2	ハーバード、スタンフォード、オックスフォード…科学的に証明された すごい習慣大百科 人生が変わるテクニック112個集めました	堀田秀吾	SBクリエイティブ／1,760円
3	生きとるわ	又吉直樹	文藝春秋／2,200円
4	TOEIC L&R TEST 出る単特急金のフレーズ 増補改訂版	TEX加藤	朝日新聞出版／990円
5	変な地図	雨穴	双葉社／1,760円

香川県書店商業組合調べ